

1 議会活性化検討会議の設置

本検討会議は、当初、平成25年6月25日開催の議会運営委員会において、平成25年度の議会報告会の開催について協議を行うための「議会報告会検討会議」として設置され、実施後の検証や議会報告会に対する市民意見、課題を踏まえ、平成26年2月20日に最終報告書を作成した。

最終報告書では、「市民の意見を聴き、それを議会で議論し、結果を報告するという一連の流れについて、工夫する必要がある」、「議会における議論経過が明確になるような議会運営が必要であり、議会運営全体についても見直すべきところは見直す」こととし、議会本来のあり方に近づけていくことが、議会報告会の充実につながることを確認した。

「議会運営を本来のあり方」に近づけるよう、見直すべきところは見直していくため、平成26年5月23日、名称を「議会活性化検討会議」に改称し、引き続き議論していくこととしたものである。

『議会本来のあり方』とは

- ・ 二代表制の一翼を担う合議体の機関として、議員同士が議論する過程で諸課題を住民に明らかにし、よりよい政策を決定する。
- ・ 議会は、その審議の場に多様な住民の意見を反映させ、審議の過程において様々な意見を出し合い、課題や論点を明らかにしながら合意形成する。
- ・ 議会は、議案の提案・修正、意見書・決議による議会意思の表明など政策決定における大きな権限を有しているが、いずれも議会に与えられた権限であり、その行使には議決が必要である。つまり、議員同士の議論が不可欠である。

本報告書では、上記を議会本来のあり方と位置づけている。